

## 学校いじめ防止基本方針

大阪府立堺工科高等学校

定時制の課程

平成30年4月2日改訂

令和2年8月24日改訂

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

(平成18年3月 大阪府教育委員会 「いじめ防止指針」)

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起きうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい高校生活」を送ることができるように、本校では、「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめは許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、支援教育委員長、人権教育主担

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・

実行・検証・修正を行う役割

- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

堺工科高等学校 定時制課程 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年・4年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	第1回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
	高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 個人面談	人権HR（いじめを考える） 個人面談	人権HR（いじめをなくすために） 個人面談	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
	人権HR（コミュニケーション能力の育成）			後援会総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	授業参観及び教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
6月	校外学習	校外学習	校外学習	
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 職場体験（社会性の育成）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 インターンシップ（社会性の育成）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 HR（ストレス・コントロールを学ぶ）	アンケート回収箱の設置 第2回委員会（進捗確認）
9月	いじめアンケート実施 個人面談	いじめアンケート実施 個人面談	いじめアンケート実施 個人面談	教育相談週間
10月				上半期のいじめ状況調査
11月	府工祭	府工祭	府工祭	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	公開授業週間（わかる授業づくりの推進） アンケート回収箱の設置
1月				
2月				第4回委員会（年間の取組みの検証）
3月				

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会は、(各学期の終わりに、など)年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

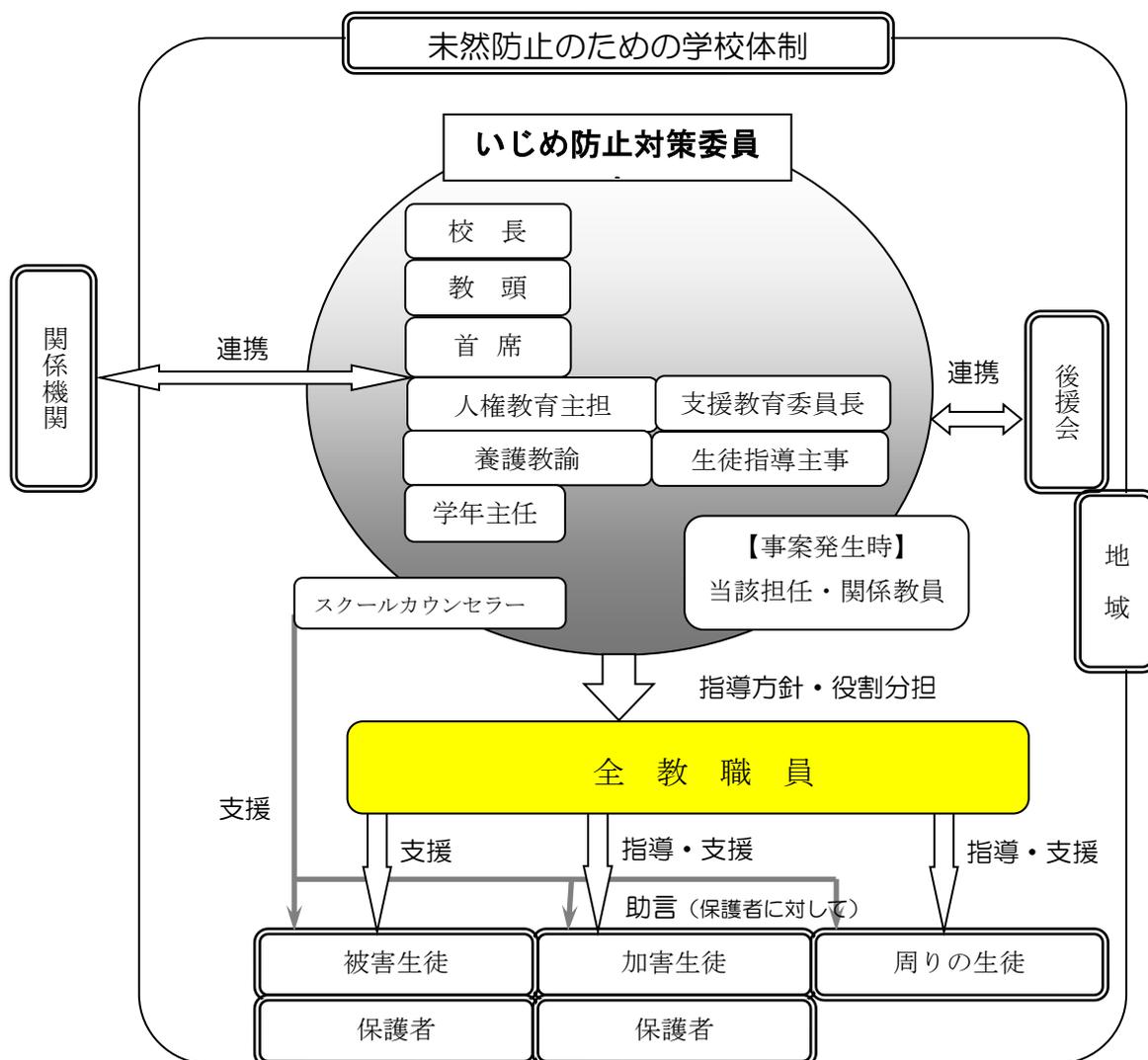
緊急な状況が発生した場合は、いじめ対策委員会を開催し敏速な対応を行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そしてその取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

## (未然防止のための学校体制)



### 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態度や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。

生徒に対しては、全校集会や学級活動（HR活動）などで准校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

学校の教育活動全体を通じた、自発的な活動を支える委員会活動や生徒会活動の充実、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社

会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、HR活動でソーシャルスキルトレーニングを実施することにより、自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導上の注意としては、いじめ加害の背景に勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、一人ひとりを大切にしたい分、わかりやすい授業づくりを進める。そのために ICT 等を活用し、主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫などを行う。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、自発的な活動を支える生徒会活動の充実やクラブ活動の活性化を図る。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、准校長を中心に全教職員が共通理解を図るため、年に1回以上いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、一致協力体制を確立する。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、地域清掃やボランティア活動、総合学習をとおして、幅広く長く多様なまなざしで生徒を見守る。生徒自らも自己成長発達を感じ取り、自らを高めていく。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、「挨拶運動」や、いじめ0をめざし「笑顔運動」を定期的に設定し、「いじめを許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに学校一丸となって取り組む。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ教職員には、日常から生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、担任による個人面談、定期的なアンケート調査や継続的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組み、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。日常の観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、保護者懇談や家庭への連絡・訪問の機会を活用して情報収集を綿密に行い、学校側の取組みについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて、指導に生かすこととする。教職員全員が共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。決して学校内だけで、問題解決をするようなことはしない。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、教育相談室や保健室の利用でスクールカウンセラーや養護教諭と連携を密にして指導にあたる。学校や家庭で話すことができない状況であれば、「すこやか教育相談 24」、「すこやか教育相談」、「子ども家庭相談室」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。
- (4) 学校ホームページや学校通信、学年通信により、相談体制を広く周知する。いじめ防止対策委員会が、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、プライバシーの保護には十分に留意して対応に当たって行く。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導にあたるのが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係を再構築する営みや教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（堺警察署）と連携し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い、支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めると

ともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのために、いじめに関わった生徒に対しては正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」・「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象については、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等の学校行事は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議する。関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を早急に講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。